

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成19年 3 月20日

火 曜 日

第 2715 号

目 次

内水面漁場管理委員会指示	
さくらます採捕規制	1
平成19年度増殖目標量	2
正 誤	
平成18年 3 月30日付け号外 富山県教育委員会規則第 2 号	5

指 示

富山県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

さくらます採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、さくらます採捕について次のとおり指示する。

平成19年 3 月20日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 押 田 博

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の期間の欄に掲げる期間、さくらますを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	漁具又は漁法	期間
神通川	河口から富山火力発電所油送橋までの区域	手づり及びさおづり	平成19年 4 月 1 日から 平成19年 7 月31日まで
庄川	河口から高新高橋下流端までの区域		

富山県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

平成19年度増殖目標量について

第 5 種共同漁業権内共第 1 号（笹川）ほか15漁場の平成19年度における増殖目標量については、漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、次のとおり指示する。

平成19年 3 月20日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 押 田 博

1 増殖目標数量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
内共第 1 号 (笹川)	朝日内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	150kg 以上
		やまめ	放流	1,500尾以上
		いわな	放流	1,500尾以上
内共第 2 号 (小川)	朝日内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	3,000尾以上
		いわな	放流	3,000尾以上
		さくらます	放流	10,000尾以上
内共第 3 号 (黒部川)	黒部川内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流(親魚)	5,000尾以上
		やまめ	放流	22,000尾以上
		いわな	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	15,000尾以上
		かじか	放流	10,000尾以上
内共第 4 号 (片貝川)	呉東内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
内共第 5 号 (角川)	呉東内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上

		こい	放流	2,000尾以上
内共第6号 (上市川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第7号 (上市川上流)	白龍漁業協同組合	いわな	放流	3,000尾以上
		にじます	放流	3,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		ふな	放流	1,500尾以上
内共第8号 (白岩川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第9号 (白岩川上流)	白岩川南部漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第10号 (神通川)	富山漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流(親魚)	20,000尾以上
		さくらます	放流	100,000尾以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	5,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上
内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	6,000尾以上
		さくらます	放流	5,000尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます	放流	5,000尾以上
		いわな	放流	10,000尾以上

		こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg 以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流(親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	40,000尾以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	2,500尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
		うなぎ	放流	100kg 以上
内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流(親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg 以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業協同組合	あゆ	放流	1,500kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	20,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500㎡以上

2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3 g 以上
いわな	2 g 以上
うなぎ	20 g 以上
かじか	5 g 以上
こい	9 g 以上
さくらます	2 g 以上

にじます	6 g 以上
ふな	9 g 以上
やまめ	2 g 以上

3 種苗放流についての留意事項

やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。

こいの放流については、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されているこい群のこいを用いること。なお、コイヘルペスウイルス病まん延防止を徹底する観点から、こいを放流しないことについては、漁業法第 128 条第 1 項の定めには該当しないことを申し添える。

正 誤

平成 18 年 3 月 30 日付け号外 富山県教育委員会規則第 2 号「富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」中

頁	7
行	3
誤	博物館の普及活動に関すること。
正	博物館の普及活動に関すること。 第 55 条第 2 項を削る。